

東久留米市地域産業推進協議会 報告書

(平成28年11月～平成30年11月)

目 次

第1	地域産業推進協議会について	1
第2	各事業部の取り組みについて	2～25
2-1	イベント推進事業部	2～8
2-2	情報発信推進事業部	9～13
2-3	新産業創出推進事業部	14～25
第3	協議会の今後の展開について	26～31
参考資料		32～40

※本報告書では人物名・法人名等については敬称を省略させて頂いております。

第1 地域産業推進協議会について

平成28年11月30日、「若手の経営者と知恵を絞って新たな産業政策をつくって参りたい」という並木克巳市長の思いのもと委員の委嘱が行われ、地域産業推進協議会（※1）（以下、協議会）が、発足した。任期は、平成30年11月29日までの2年間である。前協議会（※2）では、協議会が実施していた特産品の開発や地域イベントが、ほとんど官から民へ移行することとなった。今回の協議会では、今まで取り組んできた地場産業の活性化に継続して取り組みつつも、市の税収増に直接結びつくような、企業誘導、起業者の育成についても新たに協議することとした。このため、イベント推進事業部会・情報発信推進事業部会に加え、新産業創出推進事業部会を設置する三部会体制とし、具体的事業の推進に取り組んだ。

※1 平成14年度に「東久留米市地域産業振興会議設立準備会」が設置され、翌15年度に「東久留米市地域産業振興会議」を設立した。平成17年度には名称が「東久留米市地域産業振興委員会」に変更となり、平成20年度以降は「東久留米市地域産業推進協議会」へ移行した。

※2 前協議会は平成26年10月～28年10月の任期で行われた。今回の協議会は、5期目となる。



地域産業推進協議会の様子



並木市長へ地域産業推進協議会報告書を提出

2-1 イベント推進事業部

(1) 取り組み・実績報告

【事業部設置の経緯について】

東久留米市地域産業推進協議会設置要綱第7に基づき、新たにイベント推進事業部が設置された。主に、農業と商業との結びつきによる地域振興について取り組むことが期待された。農と商の活性化についてイベント推進を通して5名で取り組むこととなった。

1. バス事業所（株はとバス）への資料送付

東久留米市内バスツアー実現のための取り組みとして、株式会社はとバスのバス事業本部定期観光部企画課に対して東久留米の見どころをPRする資料を作成し、送付した。



考 察

「東久留米にバスツアーが来てほしい」という委員の提案を基に、まずは株式会社はとバスに狙いを絞って市の魅力を売り込む資料を送付した。

同社は外部が企画・提案したツアーをそのまま自社ツアーとして採用することは無いという触れ込みのため、「コカ・コーラ多摩工場見学&東久留米の魅力体験ツアー」やイオンモール東久留米と当地域産業推進協議会との共催事業「農業体験ウォーキング」のような事例を幅広く発信するなどして、ツアー企画会社が東久留米市内の魅力体験ツアーを商品化したくなるような取り組みを進めている。

2. 農さんぽマップの増刷

地域産業推進協議会は、東久留米自慢の野菜・果物・花などを販売する庭先販売等を掲載し、市内を散策しながら買い物を楽しんでいただく庭先販売所マップ「農さんぽマップ」（以下「マップ」）を平成24年度に発行。市内転入者全員への配布、市内各連絡所、イベントでの配布等で大好評のうちに在庫切れとなっていた。平成28年度には、皆様の要望に応える形でマップを10,000部増刷し、平成29年3月に発行した。



考 察

横浜市の市民団体が現地視察に訪れるなど、発行から5年が経過してもなお、手にした方からの評価が高く、人気のマップとなっている。

マップは、市民にとっては市内を散策しながら新鮮な農産物購入するためのツールとしての役割を果たし、農家にとっては新たな顧客も獲得して農産物の販売促進につながる効果がある。身近な都市農地から供給される新鮮で品質の良い地場産農産物と、それを求める市民とをつなぐ架け橋として、マップに期待される役割は今後も大きいことから、改訂・増刷を見据えて情報収集等を行っている。

3. ひがしくめのき・ず・な 手と手をつないでみんなで東久留米音頭

市民みんなのまつりの中でおこなう「相互の繋がりを生み、地域の連帯感を高めるイベント」について、第4期地域産業推進協議会で企画を検討し、実行委員会により実施された。引き続き、平成29年開催の第38回市民みんなのまつりにおいても、踊りの参加者同士が手をつないで大きな輪を作り、東久留米の「き・ず・な」が深まることとなった。

(実績) 平成28年度・・・当日参加者数450人

平成29年度・・・当日参加者数511人



考 察

平成27年に第4期地域産業推進協議会で検討し、各団体が協力して実行委員会を形成して開催に至った事業である。今では11月の市民みんなのまつりにおける目玉イベントのひとつとして定着しており、参加者も本番を心待ちに練習に励んでいる。

地域の絆をつくり、健康増進にも役立つ事業となっている。

4. 「発見 WALK WALK（ウォーク ウォーク）東久留米」

市民への健康投資と地域活性化を両輪とする好循環創出事業の核となる事業のひとつとして「発見 WALKWALK 東久留米」事業について前期地域産業推進協議会で検討し、平成28年度から引き続き開催している。これは、地域の活動団体などが実施するイベント等を楽しみながら市内を周遊することで地域のつながりを強め、地域の活性化を図ると同時に、参加者の日常活動量を増やして健康を増進することを目的とした事業である。平成28年度は、市内で行われる地域イベントを集約・リスト化し、市内80カ所以上の農産物直売所も掲載した冊子を17,000部作成した。

平成29年度以降は、本事業に登録申し込みのあったイベント等を一覧にして市の公式ウェブサイトに掲載し、広く認知を図っている。

（実績）

平成28年度・・・掲載事業 51事業

平成29年度・・・掲載事業 35事業

平成30年度・・・掲載事業 32事業（平成30年10月1日時点）

The screenshot shows the official website of Higashikurume City. The header includes the city logo and navigation links. The main content area is titled '発見WALK WALK登録イベント一覧' (List of Registered Events for Discover WALK WALK). It features a sidebar with '東久留米の観光情報' (Tourist information) and a main section with event listings for November and October 2018. The sidebar includes links to social media, local event listings, and a map. The main section lists specific events like '第6回「まちゼミ」' and '第11回 くるねとシンポジウム「太陽系探索」'.

考 察

新しい「楽しみ」や「やりがい」を見つけることにつながるイベント等に参加することにより、日常の生活に「楽しみ」を取り入れて健康増進にもつなげていく事業であり、実施3年目を迎えている。

「社会参加」のきっかけとなるイベントへの参加を促していくことは、地域活動の活性化と地域振興につながる。また、地元密着の伝統行事やスポーツ大会から市内外から来場者が訪れる大規模なまつり・催しまで、様々なイベントが市公式ウェブサイト上に一覧で掲載されており、参加者にとって幅広い情報収集が可能となっているとともに、メディア取材のための情報ツールとしても役立っている。

平成28年度はイベント一覧に掲載した冊子を発行し、各イベントの実施団体等にも掲載を働きかけて51事業を掲載したが、平成29年度以降は公式ウェブサイト上での掲載のみとなり掲載事業数が35事業に減少している。平成30年度は個別にイベント主催者に掲載を促すなどの働きかけをおこなったため、掲載数が増加している。

5. 地場産野菜の料理教室

東久留米市内で40年以上料理教室を開催し、テレビや雑誌で活躍中の石原洋子先生（市内在住）を講師に招き、市内の直売所で購入できる野菜を使って「地場産野菜の料理教室」を前期推進協議会に引き続き開催した。本事業部で講師の選定を行うとともに、1回は参加対象を親子での参加に限定することとし、本事業部の若手農業者が講師として参加し、都市農業のPRを行った。

（実績）

①平成29年7月12日（水）

22名の成人が参加

（メニュー：ラタトゥイユ、きゅうりの辛み漬け、なすとメカジキのはさみ揚げ）

②平成29年7月28日（金）

11組22名の親子が参加

（メニュー：なすのカレーマーマーボー、とうもろこしの冷たいポタージュ、スパゲッティナポリタン）



考 察

参加者にアンケート調査したところ、夏休みに親子で楽しめるということ、また旬の野菜を使用した料理を著名講師から教えてもらえるということが高く評価された。

調理の材料となる農産物を納入した農業者の提供で採れたての生とうもろこしの試食や若手農業者による都市農業のPRもおこない、東久留米の農業を取り巻く環境や地場産農産物の魅力について子ども達に理解してもらうことができた。

6. 親子農業体験ウォーキングの開催

本地域産業推進協議会とイオンモール東久留米のハピネスモールプロジェクト（ヘルス＆ウェルネス事業）との共催事業として親子を対象に、市内の農地や見どころを巡るウォーキングイベントを実施した。

（実績）

①平成29年11月25日（土）

11組29名の親子が参加

ウォーキングコース：東久留米駅 → 竹林公園 → 南沢の畑（大根収穫）→ 南沢の温室（シクラメン栽培見学・栽培方法講習）→ 南沢水辺公園 → 南沢湧水群 → イオンモール東久留米

お土産：東久留米市認定農業者の会提供の農産物詰め合わせセット

（キウイ、キャベツ、長ネギ、ブロッコリー、ニンジン）

イオンモール東久留米提供のクーポン券（モール店舗で使用可能）

②平成30年6月30日（土）

11組34名の親子が参加

ウォーキングコース：イオンモール東久留米 → 前沢の畑（ジャガイモ収穫）→ 南町森の広場 → 南町の畑（野菜の試食とトマト収穫）→ 南町の花農家（見学・散策）→ イオンモール東久留米

お土産：東久留米市認定農業者の会提供の農産物詰め合わせセット

（タマネギ、ズッキーニ、ニンニク、ナス、）

花農家提供の花苗、イオンモール東久留米提供の入浴剤、クーポン券



考 察

本地域産業推進協議会とイオンモール東久留米との共催事業で開催し、地域産業推進協議会委員をはじめとした若手農業者と市内農業者団体（農業委員会、農業経営者クラブ、認定農業者の会）の全面的な協力と後援をいただいた。イベント実施に必要な経費をイオンモール東久留米が負担するなど、地元企業との協働事業として市内外から注目される事業となった。

2回ともアンケート調査をおこなったところ、収穫体験の経験を喜ぶ声やお土産に対する感謝と事業継続への期待の声が寄せられた。応募開始後まもなく参加枠が埋まるほどの人気がある事業となっている。

7. 東久留米ブランド認定品及び特産品をPRする宣伝プレート作成

市内産の農産物や加工食品、東久留米市商工会ブランド認定商品などの総称を「東久留米市特産品」として取扱店舗の入口やレジ横、商品棚などの目立つ場所に樹脂製プレートを掲げてPRし、販売促進を行うもの。東京都のチャレンジ農業支援事業（専門家派遣事業）を活用して市内在住のデザイナーを「専門家」として招いてデザインを依頼し、本推進事業部内で協議してプレートのデザインが固まった。

プレートは樹脂製で、大きさは縦36.4cm×横12.9cm（B4サイズの縦半分）。

農産物直売所及び「特産品」または「ブランド認定商品」を取り扱う小売店・量販店（市内外）に配布して掲示してもらうことを想定している。

また、市公式ウェブサイト上にダウンロード版のデザインを掲載して、商店主等が自由に使用できることとした。

【樹脂プレートのデザイン】



【ダウンロード版のデザイン】



考 察

『市内特産品を、東久留米市地域資源PRキャラクター「湧水の妖精るるめちゃん」を起用して統一的に大きくPRしていきたい』という本推進事業部委員の提案を基に企画した事業である。公益財団法人東京都農林水産振興財団の補助事業を活用して東久留米市地域資源PRキャラクター「湧水の妖精るるめちゃん」を発案した市内在住デザイナーにプレートのデザインを依頼できたため、消費者に「東久留米特産」を強くアピールできるものに仕上がった。

引き続き、プレートを市内外の各小売店やレストラン、農産物販売店で効果的に活用していただくための取り組みを進めている。

(2) 今後の課題・継続事業

農商工業の連携について

今期のイベント推進事業部においては、農商工業の同時活性化を念頭において協議を重ねた。地場産野菜を利用し、多角的にカレーを使用した創作料理「東久留米市の名物はじまりイベント」を企画・立案し、商工会会員の飲食業者を対象に応募の案内・依頼をしたが、ワークショップや講師のレクチャー開催までには至らなかった。東久留米の名物を創っていく機運を高めていくため、今後も継続的に告知をして、市内飲食業者や市民の方々に幅広く参画していただきつつ、構築を図るべきである。これに関連して、地場産野菜の消費拡大を目指す事業として料理教室と農ウォークをおこない好評をいただいたが、やはり市内飲食業者をはじめとした商工業者に市内産野菜の魅力をもっと知ってもらうために、農業イベント開催時には商工業者に積極的に呼び掛けをおこない、積極的に参加していただき両者の連携を進めていかなければならない。

今後取り組む事業として、好評をいただいている市特産品マップ「東久留米大好きっ！」の配布用在庫が無くなったため、早急な増刷に取り組むことがあげられる。増刷に際しては、今期作成した「特産品PR用樹脂プレート」を掲示する店舗も掲載するなどのリニューアルをおこない、市の特産品PRについてより一層の効果が期待できるものとする。

2-2 情報発信推進事業部

(1) 取り組み・実績報告

【事業部設置の経緯】

東久留米市地域産業推進協議会設置要綱第7に基づき、新たに情報発信推進事業部が設置された。観光系（東久留米のPR）の事業部として、ダイヤモンド富士事業や様々な情報発信に取り組むことが期待された。商工業関係者2名、農業関係者1名、有識者1名の4名で構成されることとなった。

1. Facebook ページ「東京はしっこチョコット東久留米」

今まで東久留米市地域産業推進協議会ではイベント開催時に、主に市のホームページでの事業周知や駅前にポスターを掲出するなどの情報発信をしてきた。しかし、情報発信の頻度、対象が限られてしまうため、イベントをより身近なものに感じてもらい、市民目線に近い形で情報発信していきたいという考えで Facebook ページを立ち上げた。協議会の名称ではなく、親しみがもてるような名前ということで、東京のはしっこにチョコット存在する東久留米市をイメージできるアカウントを作成した。地域産業推進協議会委員全員が投稿できるようにするため、編集者の権限を持たせた。また、平成29年8月28日から9月1日まで、インターンシップ生にも管理者権限を与えて投稿してもらった。投稿内容は宗教、政治に関連する投稿は禁止し、幅広く東久留米市に関連するものであれば良いこととした。興味を持ってもらえるように、投稿写真には東久留米市地域資源PRキャラクター「湧水の妖精るるめちゃん」を載せるようにした。週2回を目標にアップするとともに、情報発信推進事業部の委員でQRコード付きの名刺を関連団体に配布して事業周知した。

実際に目に触れた数である「リーチ」の数に注目し、情報発信の成果を分析した。平均100~200のリーチ数だが、第三者がシェアをすると、投稿が届く範囲も増えるためリーチ数2,000~3,000になる投稿があった。フォロワー数が多い人がシェアしたものなどはいいいね、リーチ数が多かった。タイトルやハッシュタグを利用してフリーで検索したときにヒットするように投稿を工夫した。

開始数か月後、定期的に様々な情報を発信するために、毎月テーマを決めて委員より情報提供を求めた。事務局で情報を集約して投稿することで情報発信を強化した。



東久留米市地域産業推進協議会とは？ 湧水の妖精るるめちゃん

東久留米市を愛するメンバーが、市の資源を活かして、活性化でできるよう、企画・推進、市の魅力を発する集まりです。



東久留米市地域資源
PRキャラクター

考 察

定期的に様々な情報を発信するために、テーマを決めて情報提供を求めることは効果があった。今後は市 HP にテーマに沿ったリンクをはり、市民の方が情報を得やすくする工夫をしていきたい。情報発信の内容、タイミング、頻度等を精査するとともに、リーチ数を増やすための事業周知にも取り組んでいく必要がある。

2. はし☆チョコショートムービーコンテスト

東久留米には様々な魅力があるが、その魅力を発見、再確認し、多くの皆様と共有を図る取り組みとして、動画募集イベントを開催した。市内のイベント、サークル活動、スポーツ、自然、人、お店のサービス・技術、職場の取り組みなど市内の魅力を70秒以内のショートムービーで伝えてもらった。

関連団体、市内中学、高校に応募を依頼した。同コンテストを広く周知するため、市長が出演する動画の撮影を落合川いこいの水辺にて行った。タイトルを「東久留米市の落合川でカップを発見!？」として、市の HP、Facebook、Twitter、はし☆チョコ Facebook で動画を公開し、作品募集を呼びかけた。



16 作品



募集動画

【作成・投稿】

作成したショートムービーを YouTube に限定公開として投稿してもらった。

【応募・審査】

協議会で審査。事前に事務局が応募要項に即した作品になっているか確認。一次審査は情報発信推進事業部委員と会長で行い16件に絞った。二次審査については、地域産業推進協議会委員全員で審査し、ランク付けを実施した。

応募期間：平成30年3月22日（木）～平成30年7月31日（火）正午まで

【結果発表および公開】

結果発表 平成30年8月下旬

公開期間 結果発表から平成30年12月14日（金）まで

最優秀作品

投稿者名	作品名
JA 東京みらい東久留米直売会	9時だよ！全員集合～！「みらい東久留米新鮮館」

優秀作品 10 件（順不同、敬称略）

投稿者名	作品名
いさおリンク	木立を抜けて、南沢湧水群へ
くるドラはし☆チョコショートムービー 実行委員会	くるドラ「レッツ・ゲット・ライセンス」
岩井半四郎	落合川・黒目川散策
下村知行	たきっぱ誕生
いさおリンク	アオサギに右往左往するカルガモ親子
東久留米ハンドボールクラブ	東久留米を全国 1 位に
都立東久留米総合高等学校映画制作部	L e t s g o 東久留米 w i t h るるめちゃん
浜野えつひろ	南沢獅子舞平成 29 年 10 月
後藤丈夫	東久留米 CM
東久留米市民吹奏楽団	東久留米市民吹奏楽団とはいったい・・・？

佳作 5 件（順不同、敬称略）

投稿者名	作品名
多功誠	CAFURINGA HIGASHIKURUME ANTHEM
スポーツ推進委員会	ニューススポーツデーの紹介
いさおリンク	新名所 氷川台通り花壇
氷川台自治会	作品名
NPO 法人東久留米ふれあいの街	滝山ふれあい子ども食堂

応募総数は 35 件（活性化センター研修生 2 件、団体 11 件、個人 22 件）だった。優秀作品については、ランク付けをして YouTube の協議会チャンネルや協議会 Facebook ページ、市の公式 HP にて公開した。また、平成 30 年 9 月 13 日（木）～平成 30 年 9 月 28 日（金）に市民課待合ロビー前のテレビでも公開し、結果を広く周知した。16 作品の中で、市の観光看板の観光スポットに関連する動画を観光看板に QR コードをつけて紹介できるようにした。

考 察

初めての取り組みであったため、応募作品を待つだけでは応募はなかったが、周知活動に取り組むことにより応募して頂ける団体もあった。作品の応募は 7 月に集中した。応募作品は、落合川や南沢湧水、カワセミ、カルガモなどの自然や、フットサルチーム、ハンドボールチーム、フィットネスクラブなどのスポーツ、南沢獅子舞などのイベント、お店を PR する内容の作品が集まった。東久留米市の魅力を見事に紹介している作品が多く集まった。

3. ダイヤモンド富士事業

ダイヤモンド富士とは日の出・日の入に太陽と富士山頂が重なる様子をダイヤモンドに例えた風景のことで、全国に多くのファンがいる。ダイヤモンド富士の権威である田代博先生によると、東久留米のダイヤモンド富士は、冬至の時期の太陽の折り返し地点のため、他の地域よりも観測できる期間が長いこと（通常は2、3日のところ1週間）が他の地域に比べて優位性がある。また、駅舎から見えること、駅舎に併設され、関東の富士見百景に指定されている「富士見テラス」で見えることも特徴である。ビルとビルの上に挟まれて、額縁効果で富士山が大きく見えることも魅力である。ここ数年、冬至の時期の風物詩としてNHKを始めとするマスコミ各社で取り上げて頂いており、東久留米市の知名度向上に繋がっている。

平成27年度よりご協力頂いているイトーヨーカドー東久留米店には、平成29年度もご協力頂き、ダイヤモンド富士の観測ができるよう7階駐車場及び屋上を2日間にわたり開放して頂いた。例年よりも若い方の来場が多く、カメラを持った女子高生、親子、冬休みに入った小学生の集団など、常連の70歳前後のカメラマンに混ざり富士見テラスに来場していた。市外からの来訪者（飯能 川越 所沢 練馬など）も、半分ぐらいの割合で見受けられた。年々、来場者が増加しているため、来場が多く見込まれる土日には、警備会社に委託し、安全確保を行った。

同じ時期に高尾山でもダイヤモンド富士が見えるため比較対象として、連日マスコミに露出することができ、東京 MX テレビ、J:com、TBS のニュースコーナー、お天気コーナーで放送された。テレビ朝日「じゅん散歩」の撮影・放送もあり、良いPRの機会となった。

【日時】 平成29年12月18日（月）
～平成29年12月25日（月）
午後4時以降（日没）

【スポット】 『富士見テラス』（東久留米駅舎併設）
『まろにえ富士見通り』（東久留米駅西口駅前通り）
『イトーヨーカドー東久留米店』

【協力】 西武鉄道株式会社・イトーヨーカドー東久留米店、
東久留米市地域産業推進協議会



富士見テラスの様子



イトーヨーカドーの様子

考 察

東久留米市地域産業推進協議会で本事業について検討を続けながら、5年目を迎え、柳久保小麦、竹林公園に並び、マスコミに取り上げられるPR資源となった。今後は、来場者の安全を一層確保しながら、より質の高い体験を来場者に与えられるような工夫が必要となる。そのためには、東久留米の特産品（ブランド認定商品、農産物）をお土産として提供できるようにしたり、周辺商店街への周遊を高めるイベントを実施したりして楽しんで頂ける仕掛けを実施するなど協議会での検討がさらに必要である。

4. 地域産業推進協議会観光PR大使就任事業

東久留米市の認知度の向上を図り交流人口を増加させるため、地域産業推進協議会観光PR大使就任事業に取り組んだ。東久留米市は都内で唯一平成の名水100選に選ばれた豊富で美しい落合川南沢湧水群等の水資源に恵まれている。東久留米総合高等学校に代表されるサッカーや東久留米市立西中学校のハンドボール等、全国レベルのチームが活動している。東久留米市の魅力を市民に知ってもらい、東久留米での生活をもっと楽しんでもらいたい。東久留米サポーターを増やし、地域資源の磨き上げとさらなる発掘を進めたい。そのためには、小さな魅力をつなぎ合わせる結節点、若者世代への訴求、市外へ情報発信する機会の獲得が必要となる。そこで、PR大使をアイコンとした情報発信力の強化に取り組むこととした。大使による東久留米の魅力の体験（農産物・特産品・湧水・ダイヤモンド富士・学校訪問・各種スポーツ）と発信を活動内容として、東久留米市にゆかりのある著名人に依頼することを検討した。

（2）今後の課題・継続事業

今期の事業部では、Facebookページを立ち上げ、情報発信に取り組んだ。地域産業推進協議会にしか投稿できないようなものを載せるため、お店のお得なイベント情報などを商工会、商店会などから情報提供してもらおうなど、情報源を増やしていく取り組みが必要。

また、市内外の方に東久留米市の魅力を知っていただくために、はし☆チョコショートムービーコンテストを実施した。集まった作品を市のPRに使用し、東久留米市の魅力をたくさんの人に伝えていきたい。今後は情報発信の内容を工夫するとともに、情報拡散のための新たな情報発信のツールを検討することが課題となる。

2-3 新産業創出推進事業部会

(1) 取り組み・実績報告

【事業部設置の経緯】

新産業創出推進事業部は、市の税収増に直接結びつくような企業誘導及び起業者の育成、空き店舗の解消並びに市内の優良企業が市外に移転するのを防ぐことを目的として東久留米市地域産業推進協議会設置要綱第7に基づき、第5期地域産業推進協議会内に設置された。新産業創出推進事業部では、3名の委員により、主に、企業立地希望者への情報提供制度、空き店舗等情報提供制度、シェアキッチンの設置について取り組んだ。

1. 新産業創出推進事業部会と市内金融機関による意見交換会について

①取り組んだ理由

東久留米市の上の原地区は、大規模団地の建替えや国家公務員宿舎の廃止により、広大な余剰地が生まれたため、その利活用を行うべく「東久留米市 上の原地区 土地利用構想整備計画」を策定されたところである。この構想では、市の長期総合計画や都市計画マスタープランに示された方向性、企業等誘導活動の成果や土地所有者との協議を踏まえ、「自然と調和した“複合多機能都市”」を目指していることが示された。

このような中、新産業創業推進事業部においては、この土地についてより効果的な利活用を行い、市の更なる産業振興を図ることを目標に前期から活動した結果、市内金融機関から様々な意見を募る意見交換会を設けることとした。

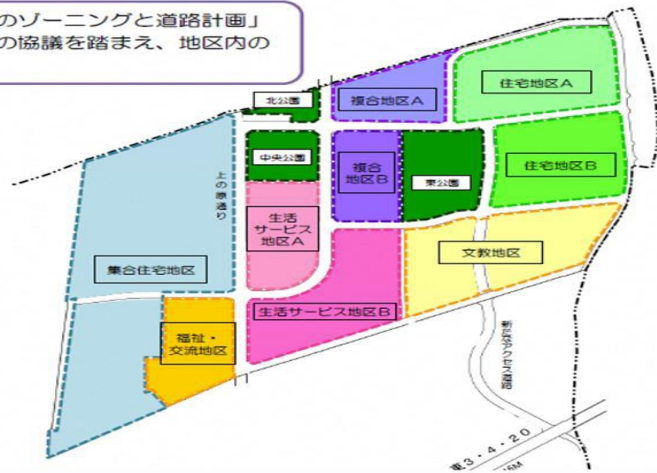
②具体的な取り組み内容

平成29年2月6日（月）に開催された意見交換会では、市は上の原地域に学校や教育関連施設を誘導することで、その周辺に若者向けの施設を呼び込むという事業展開を考えているとの意見を表明した。それに対し、金融機関側から「用地の広さが足りないのではないか」「駅から距離がありすぎるのではないか」との意見があった。また、「用途変更を含めた対応を行い、幅広く企業を誘導すべきではないか」などの提案がなされ、特に、現在国が所有する住宅地区については、一つの企業に売却したいとの国の方針があるが、「一企業が購入するには、非常に広大な土地となるので、複数の企業が手を挙げられるスキームを構築して欲しい」との要望が挙げられた。用途変更や複数の企業を誘導できるスキームをつくることは、本部会がこれまで取り組んできた企業誘導の方針と合致するものであり、本部会からも要望したところである。

地区内の街区形成

「土地利用構想における土地利用のゾーニングと道路計画」に基づき、土地所有者や関係機関との協議を踏まえ、地区内の街区を以下のとおり形成します。

凡 例	
	集合住宅地区
	福祉・交流地区
	生活サービス地区A
	生活サービス地区B
	複合地区A
	複合地区B
	文教地区
	住宅地区A
	住宅地区B
	公園



複合地区A

周辺の住環境と調和した健康増進施設や商業・業務施設などの立地を誘導し、にぎわいや活力を生み出す土地利用を図ります。

複合地区B

隣接する生活サービス地区や中央公園、東公園と調和した健康増進施設や商業施設等の立地を誘導し、にぎわいや活力を生み出す土地利用を図ります。

住宅地区A

地区北東側に戸建て住宅が隣接するこの地区は、低中層の住宅を中心とした良好な環境の住宅地の形成を図ります。

住宅地区B

現在、地区内の国家公務員合同宿舎の一部が東日本大震災避難者用住宅として活用されています。

このことから、引き続き現在の土地利用を継続することとし、将来構想として、大学等の教育関連施設や介護訓練施設、研修施設やスポーツ関連施設など、まちのイメージアップに繋がる施設の立地誘導を目指します。

考 察

新産業創出推進事業部は上の原地区にかかる計画について、市・金融機関との意見交換会を行った。大多数の市において、このような大規模な余剰地が生まれた場合、大胆な産業施策を行い、市の発展及び税収増が期待できる取り組みが行われているため、効果的な施策提言が行えるよう、様々な情報を保有する金融機関と意見を交換する場を設けた。

このような大規模な余剰地は、今後、東久留米市内において生まれる可能性は低く、この機会において、最大の効果を生み出す施策が行えるよう、市内の金融機関とともに市との意見交換の場が設けられたことは、非常に価値があったと考える。今後は、様々な機会において本部会の要望を行っていくとともに、当該事項が土地の利活用方法に反映されているか注視する。

2. 企業立地希望者への情報提供制度

①取り組んだ理由

現在の東久留米市は、相続による畑の売却、工場・駐車場用地の宅地への変更などの理由により宅地化が進んでいる。これを示すように、市内の畑の面積は、平成25年1,745,702㎡から平成29年1,611,300㎡と、約8%減少した。一方、市内の住宅戸数は、平成25年25,372棟から平成29年26,658棟と約5%増加している。この宅地化の現象は市内の全域において散見され、その土地の中には、市内に5%しかない「準工業地域（容積率：200%、建ぺい率：60%）」も含まれている。

「準工業地域」とは、主に環境の悪化をもたらす恐れのない工業の利便を増進するために定められた地域であり、住宅や商店、工場などの多様な用途の建物が建築可能な地域である。市内にある当該区域には、「コカ・コーラボトラーズジャパン（株）多摩工場」、「山崎製パン（株）武蔵野工場」、「グローブライド（株）」等の市内を代表する大企業や都内の中小企業の約44万社から優良な企業を紹介する「東京のキラリ企業200社」に選定されるような中小企業が複数存在し、事業を行っている。これらの企業の活動は、法人に係る様々な税収・雇用の創出・就業者の近隣地への定住・社会貢献等の様々な効果を生み出している。

このまま準工業地域内における住宅地が増大していくと、工業の利便を増進することができる土地がなくなり、新規に事業を行う企業を誘導する機会の減少や、事業の拡大を計画し、移転先を探している市内事業者が、他区市町村へ流出することが増加するなど、市の産業発展にとって好ましくない影響が生じると考えられる。

このため、新産業創出推進事業部では、こうした状況の改善を目指し、市がさらなる発展を遂げるために、準工業地域内の土地の有効活用に向けて取り組むこととしたものである。

②具体的な取り組み内容

新産業創出推進事業部では、準工業地域内の土地の有効活用に向けて、当該土地の市内における場所、現在の利用状況、所有者等の情報を収集し、所有者に周知活動を行う旨の提言を市に行った。

その結果、個人情報保護の関係で、準工業地域の所有者の情報や誰に配布したなどの情報を報告することはできないが、今後、市の事業として行っていく旨の回答を得た。以下は、本部会で提案し、市が取り組んだ内容とである。

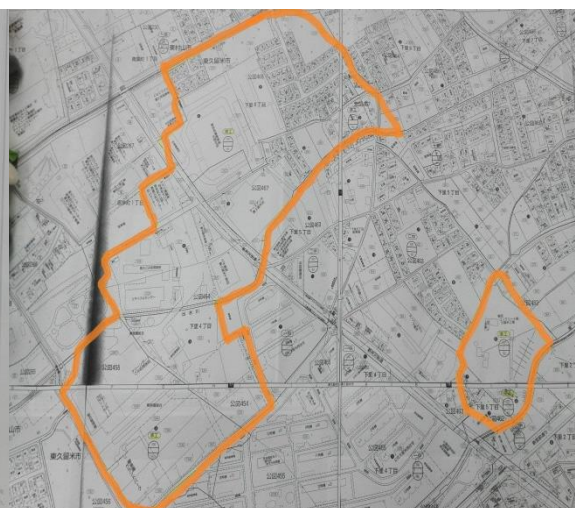
情報収集の手順は、まず、準工業地域のエリアを地図に落とし込み、土地の場所の確認を行った。当該地域は、市内の5%程度しかないが、前沢地区、南町地区、下里地区、柳窪地区、野火止地区、八幡町地区と市内に点在し、また、地図上では駐車場や空地となっている箇所も多く存在することが確認できた。地図上での確認後、土地の利用状況や面積を目測するため、現地調査を行った。調査の結果、「（ア）地図とは異なり既に

建築物が存在する場所、建築中の場所」「（イ）地図のとおり駐車場等の建築物がない場所」に分けられ、利活用できる可能性が高い（イ）の土地の所有者の調査を行った。調査に当たっては、一般公開情報である土地の登記簿謄本を田無法務局にて取得した。これらの情報を活用することで、一定の面積以上、現況が更地もしくは駐車場等の条件に合致する土地を抽出することが可能となった。

～情報収集の方法～



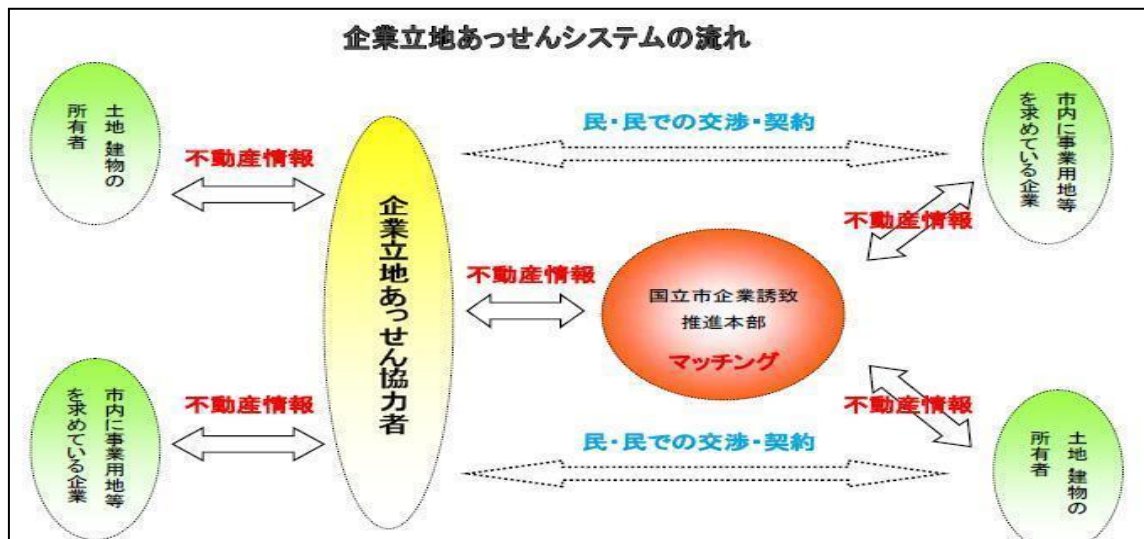
市内の地図（準工業地域は5%程度）



準工業地域の土地の位置

次に、土地の所有者に対する周知活動を行う方法及びその所有者と事業用地・施設を求める企業とをマッチングさせる方法について検討を行った。検討の際には、企業を市内に立地させるため、「国立市企業誘致促進条例」の策定や誘致した企業に対する固定資産税の減免や企業立地あっせん事業を行っていた国立市を参考にした。特に参考になったのが、企業立地あっせん事業で、事業用地・施設を求める数多くの企業からの問い合わせやあっせんの依頼に対応するため、市内の企業の相談情報をインターネット上で公開または一部公開し、不動産所有者の目に触れる仕組みをつくり、企業側と不動産所有者とのマッチングを図るものである。

事務局が国立市にヒアリングしたところ、当該事業の利用者・問合せは、ほとんどが企業側からだが、開始当初から継続的に存在し、マッチング件数も年間1・2件存在するとのことであった。

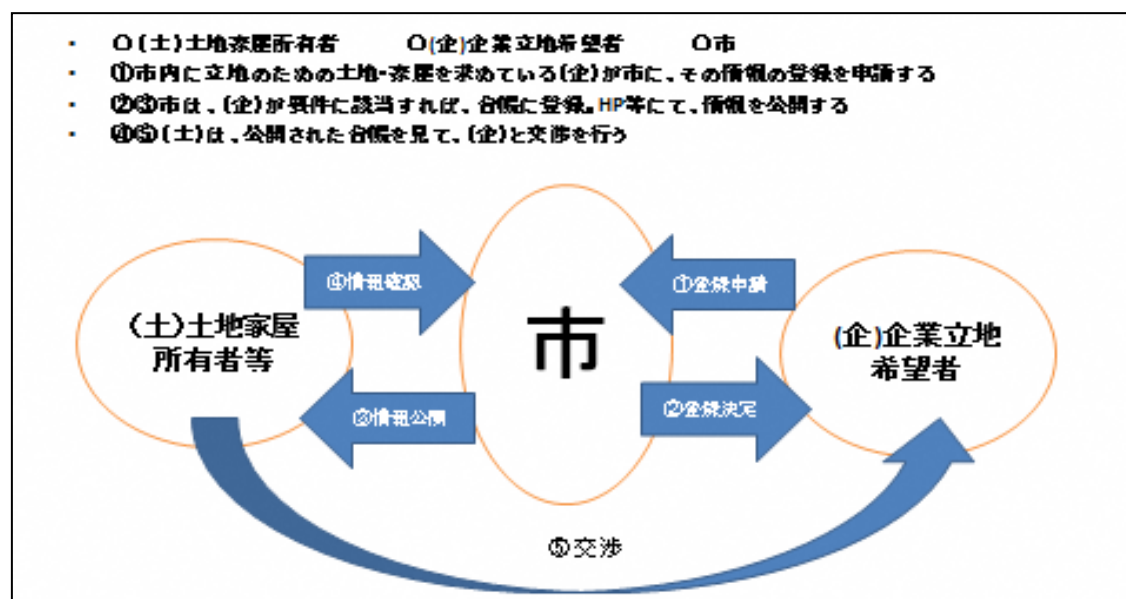


～国上市 企業あっせん事業～

本部会で議論を重ねた結果、「東久留米市立地希望者情報の提供事業実施要綱」を策定及び準工業地域の土地所有者に対し、当該要綱を周知するためのチラシを配布することが決定した。

「東久留米市立地希望者情報の提供事業実施要綱」とは、東久留米市内に立地を希望する企業を登録し、市のホームページ等にて公開することで、土地・家屋の所有者がその利活用を希望した時に、いつでも参照できるようにしたものである。地域産業懇談会などの場で広報を行い、現在、3件の登録者が存在する。

～東久留米市立地希望者情報の提供事業実施要綱のイメージ～



一方、準工業地域の土地所有者へは、当該地域の希少性及び上記要綱、用途地域の説明を纏めた広報チラシを事務局が配布し、周知活動に努めたところである。

～準工業地域の土地所有者に配布したチラシ～

準工業地域の土地をお持ちの皆様へ
～この地域は東久留米市に5%しかない希少な土地です～

日頃より東久留米市の産業振興施策にご理解・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、市では企業立地の促進並びに土地建物の有効活用の支援による商工業の促進及び地域の活性化を図るため、東久留米市企業立地希望者情報等の提供事業実施要綱を平成29年7月に定めたところでございます。

つきましては、土地・建物の活用についてご検討の際は、市にある情報をご参考になるかもしれませんので、下記担当課まで、お気軽にご相談下さい。

※ご注意ください
この事業は、相続税納税猶予農地にかかる特例適用期間中の相続税の減額・免除等を案内するものではありません。

準工業地域とは..
主として環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を増進するために定められ、住宅や商店など多様な用途の建物が建てられる土地利用の選択肢が多い用途地域です。


清水の妖精
ささちゃん
東久留米市地域資源PRキャラクタ～

問合せ先
東久留米市 市民部 産業政策課
労政商工係
電 話 042-470-7743 (ダイヤルイン)
メー ル sangose@sakudcity.higashikurume.lg.jp

考 察

新産業創出推進事業部は前期から引き続き、企業の誘導・市内からの移転防止のため、事業活動を行う上で様々な利活用の可能性がある準工業地域の土地を中心に取り組みを行った。当該取組は、市内の多くの企業が現在の事業用の土地・建物について、不都合を感じ、新たな場所を探しているという状況を公表・公開するものである。このことは、これまで一部の者しか認知していなかったが、これを市民全体に知らせたというところに大いに価値があった。

また、これまで準工業地域の土地の所有者が利活用を考えたとき、多くの場合、大手不動産会社に相談・売却するという流れで、市内の事業者には、その情報が入ってこなかったが、この取り組みにより情報を取得できる機会が得られたとは大きな成果だと考える。

3. 東久留米市空き店舗等情報提供制度

①取り組んだ理由

現在、全国的な商店街の課題として、空き店舗の問題がある。商店街内の空き店舗数は増加傾向にあり、その理由は、大規模小売店舗進出や消費者のニーズの変化に伴う営業益の減少、後継者不足などである。空き店舗の増加は、商店街の空洞化や回遊性、賑わいの低下に繋がり、顧客や来街者に「寂れた商店街」というマイナスイメージを与え、商店街が更に衰退が進行する危険性がある。

市内の商店街においては、年間を通し様々なイベントを活発に行うところもある一方で、活動を全く行えていない商店街も複数存在し、そのようなところは日中にもかかわらず多くのシャッターを目にするとところである。市内の商店街は、ここ数年間で2つ解散し、市の賑わいが失われていっている現状がある。

この進行を抑制するため、市内における空き店舗の情報を集約し、需要と供給のバランスを調整するとともに、積極的に利活用し、市外の事業者の誘導、創業希望者の誘引及び開業に導くことで空き店舗を解消し、市の活性化を図るものである。

②具体的な取り組み内容

前期において、市に提言を行った市内の空き店舗等（空き店舗、商用利用可能な空き家）の情報を集約、公開することで出店希望者と創業希望者のマッチングを図る事業は、「東久留米市空き店舗等情報提供制度」として実現したところである。しかしながら、市に確認したところ、市のホームページにおいて1件のマッチングがあったが、その後、商店街会長等に対する空き店舗情報の掲載依頼や直接空き店舗の所有者を訪問し、掲載を依頼するなどの様々な取組を行ったが、情報が集まらなかったとのことであった。この取り組みの中で、空き店舗の所有者の、「既に不動産会社のHP等に掲載しているため、必要ない」「自宅も兼ねているため、店舗部分を人に貸したくない」という意見などが判明し、当該情報制度の発信力を疑問視する者や貸す意思のない者が多くいることが確認された。

一方で、平成28年末に東久留米市商工会内に発足した「空き店舗対策推進委員会」においては、不動産取引を行っている商工会員から空き店舗の情報を集約し、HP上に多くのテナント情報を掲載・発信する事業が開始された。この委員会には、新産業創出推進部会の委員一人とともに、市の事務局も一人、委員となり活動し、委員会の集約した情報の発信に努めてきたところである。

また、東京都産業労働局が平成30年3月末に、東京都内の空き店舗情報を一元的に発信するサイト「TOKYO 商店街空き店舗ナビ」を作成した。これは、大手不動産会社と協力し発信しているもので、当該会社が保有する情報を東京都内の地図に落とし込み“地域”・“駅”・“地図”の条件から「貸店舗」や「貸事務所」の物件が検索できるシステムを備えたものである。

本部会としては、前期からの課題である空き店舗の情報発信の充実を図るため、こう

した他の情報を活用するとともに、広く周知することで、マッチング数の増加に繋げ、市の空き店舗の解消を図ることを提言した。

東久留米市商工会 空き店舗対策推進委員会 空きテナント情報

東久留米市の空きテナント情報

東久留米市商工会 空き店舗対策推進委員会

ホーム

空きテナント情報

商業支援

空き店舗対策委員会

お問合せ

個人情報保護について

サイトのご利用について

東久留米市商工会

東久留米市

物件情報

エクセル八幡(はちまん)1階

2018年04月05日 - Category: 売買物件

管理番号

300002

物件住所

東久留米市八幡町2-14-33

物件名称

エクセル八幡(はちまん)1階

面積等

74.02㎡

賃貸条件

賃料162,000円

その他

小金井街道沿い

不動産会社

㈹齊藤物産

テナント募集！

エクセル八幡(はちまん)1階

賃料 162,000円

●小金井街道沿い。

●物産・診療所・飲食店

●駅前など

●家賃ご相談ください！

株式会社齊藤物産 不動産部

042-471-0378

FAX 042-472-2738

東京都 TOKYO商店街空き店舗ナビ

商店街紹介

リンク

地域から

駅から

地図から

市区都

東久留米市

町名

本町1丁目

☒ 貸店舗
 ☐ 貸事務所
 ☐ その他

賃料

下層なし ~ 上層なし

面積

下層なし ~ 上層なし

並べ替え

東久留米駅 18分の貸店舗 (一部)

東久留米市幸町3丁目

貸店舗 (一部)

賃料: 40万円

広さ: 133.97㎡

近隣商店街

ときわ商店会

お問い合わせ

サイトポリシー

プライバシーポリシー

掲載情報について

サイトマップ

考 察

空き店舗等と創業希望者を繋ぐため、「東久留米市空き店舗等情報提供制度実施要綱」が稼働し、情報の集約・周知に努めたところであるが、この間、他の機関においても様々な方法で空き店舗情報の発信事業が開始された。これらの機関は、会員や不動産会社と連携し、空き店舗の情報を効果的に掲載している。たとえば、東久留米市商工会の空き店舗情報は、商工会員が保有するもの、また、東京都の空き店舗の情報は、協力する不動産会社が保有するものを集約し、発信を行っている。

そのため、市もこれらの機関の掲載情報を活用し、市民に向け発信していくことが重要である。その際は、各機関の掲載情報がどの程度のものか明確にすることや各機関に掲載されていない情報の提供を行うべく、情報の精査を行うことが必要である。それとともに、創業希望者の支援を強化し、空き店舗を利活用する可能性がある者の育成に努めていくべきであると考える。

4. シェアキッチン

①取り組んだ理由

本部会の目的は東久留米市の税収増につながる事業の検討であり、そのために掲げている取り組みの一つに「創業支援」がある。創業支援を行い、市内に様々な起業家が生まれることにより、空き店舗の解消、商店街・地域の活力や魅力の増進を図り、市外に流れていた消費者の需要を市内で満たすことを目指すものである。このことは、市内の企業の発展及び市内に住む人々の生活の豊かさにも繋がるものである。

そのため、平成30年4月20日に行われた第8回新産業創出推進事業部会において「創業支援」の具体的な施策について協議した結果、創業セミナーやビジネスグランプリ（コンテスト）等の意見とともにシェアキッチンが提案されたところである。

シェアキッチンとは、主に飲食店の創業希望者を対象とし、飲食店営業許可や菓子製造営業許可等を得ている施設において、実際に調理・販売を試みることができるものである。飲食店を開業するためには、初期費用として通常1,000万円、居抜き物件であっても400万円程度必要であり、大きな金銭的ハードルが存在する。また、開業後、3年で5割、10年で9割が廃業するとの統計もあり、開業の決断をするためには、大きな精神的ハードルも存在するところである。

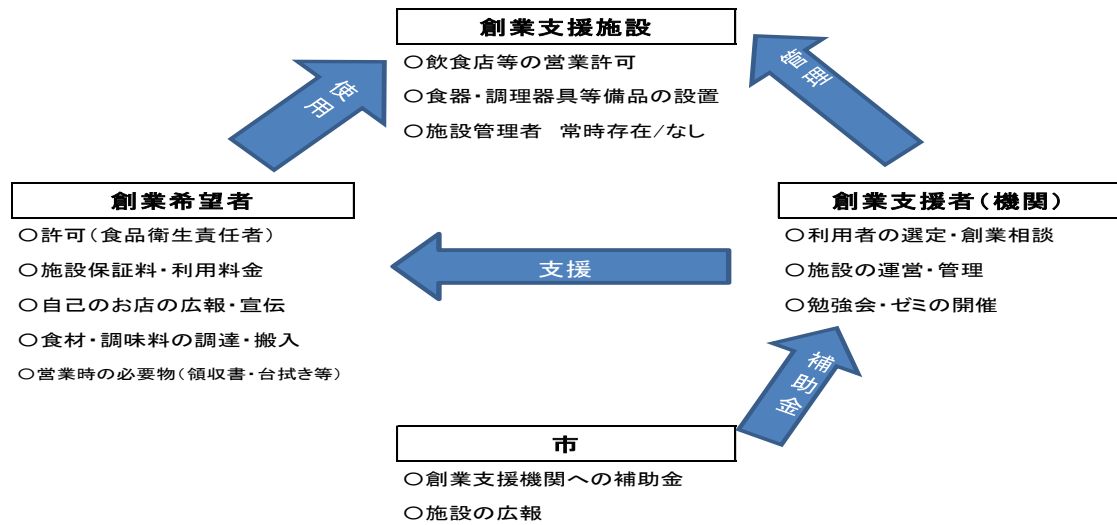
そこで、シェアキッチンを開設し、利用者が週に1、2回程度、当該施設を低価格で利用し、仕入・顧客の開拓・営業等を実施するとともに、創業支援機関が実施する相談・セミナー等により知識の取得を行い、実践を伴う起業準備期間を提供する。このことは、起業家が抱える様々なハードルを取り除くことに貢献し、実際の起業者の増加に資するものであり、市内の企業の発展及び市内に住む人々の生活の豊かさにも繋がると考えられるため、当該取り組みを推進するものである。

②具体的な取り組み内容

シェアキッチンによる創業支援は、現在、都や民間企業、一般社団法人など様々な団体が行っているが、本部会では、シェアキッチンの運営方法や実態を確認するため、他市で行われているシェアキッチンの視察を行った。視察は、武蔵野市の「__MIDORINO」、小金井市の「タウンキッチンの各運営施設」、小平市の「すだち」などに行き、代表者や事務局の話を聞くとともに、様々な資料を得ることができた。

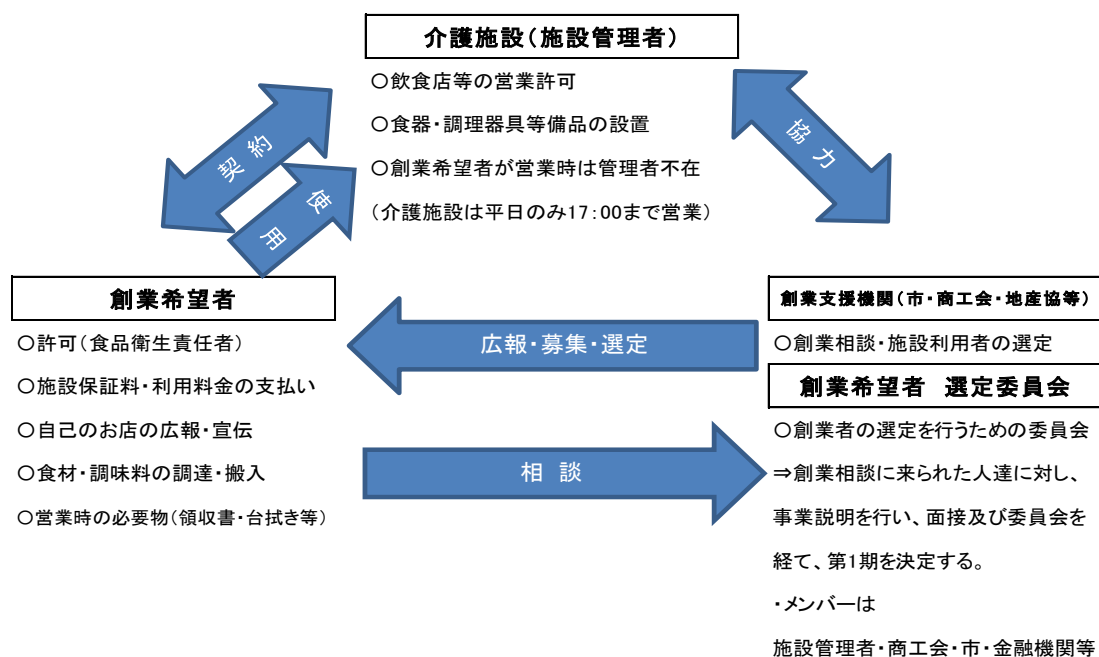
視察の結果、「創業希望者」「市」「創業支援者（機関）・施設」の3者が、以下の図のような役割・仕組みにおいて行われているものが一般的であった。

シェアキッチンのシステム 例



そこで、東久留米市においても、当該システムを参考にシェアキッチンに取り組むため、その方法を検討した結果、以下の方向性で進めることとした。

東久留米市 シェアキッチンのシステム(案)



一般的なものと大きく異なる点は、施設管理者と創業支援機関が分かれているところである。東久留米市のシェアキッチンのシステム (案) では、「飲食の営業許可を得ている介護施設が平日の17時までしか稼働していないため、何か市の発展のために活用できる方法はないか」と考えていた市内の介護事業者が施設を提供し、施設の管理を行い、市・商工会等が創業支援機関として創業相談、施設利用者の選定を行う形となっている。

このシステムの検討に当たっては、急速に市場を拡大している「Airbnb」「Uber」などの企業が実践している「シェアリングエコノミー」の「インターネット上プラットフォームを利用し、個人（企業）が所有する遊休資産を活用する」という概念を参考にしたところである。

現在、上記のシステムでシェアキッチンが実施できるように、関係各所と様々な調整を行っている。

考 察

市内の創業支援を強化するために、創業希望者が製造・販売を低価格にて継続的に行うことができるシェアキッチンを設置することは、非常に価値のあることだと考える。市内での创业者が増加することは、空き店舗の解消、市の魅力の増進など様々な良い効果を生みだせるため、シェアキッチンの実施に向け今後も継続的に取り組んでいく。

（３）今後の課題・継続事業

今期の事業部では、前期から取り組んでいる企業立地・移転防止のための取組みを中心に行った。結果として、当該事業により準工業地域の希少性が市内の土地所有者に広報できるとともに、多くの事業者が事業用地を求めていることを知る大きな契機となったと考える。また、創業支援策を充実させ、市内に创业者を増やすことは、空き店舗の解消をはじめ、市の魅力増進、産業振興など様々な効果が考えられる。

今後は、企業誘導、起業者の育成、創業支援策などをどのように具現化していくかが課題となる。

第3 協議会の今後の展開について

(1) 協議会の2年間の取り組みについて

本協議会は、平成14年度に設置された、「東久留米市地域産業振興会議設立準備会」に端を発し、これまで東久留米市ならではの農産物を活用した商品開発に取り組み、市内産柳久保小麦や梅を活用した商品化に至っている。また多くの地域密着型の産業振興事業が企画され、開運七福神めぐり事業等が恒例事業として市外からも一定の参加者を得ながら実施されている。このように東久留米の地域資源を活用した事業を展開してきており、そのうちのいくつかは自立化に向けた取り組みが継続されている。前期協議会においても自立化に向けた支援を行ってきたもののいずれの事業においても課題を有しており、今協議会においても引き続き自立化に向けた支援が求められてきたところである。

一方で東京都の人口統計予測結果の概要（平成29年3月）によれば多摩地域の半数の自治体が平成32年までに人口のピークを迎えるとの予測も示されており、近隣市においてはすでに人口が減少傾向に転じた自治体も存在している。これに対応するためにも住みたいと思う魅力がある地域づくりの重要性が広く認識されている。

このような情勢下で発足した今期協議会においては、発足当初に委員が考える地域産業振興に係る課題の抽出と実施が必要と考える事業について意見集約を行った。その結果、自然に関する魅力や農商工業に関する魅力、その他歴史や文化に関する魅力等、東久留米の魅力のPRに関する事業が多数提案された。PRに係わる情報発信については先に述べた自立化に向けた支援策としても有用であり、自治体の魅力を発信し新たなファンを獲得することは、人口減少時代に突入した日本、特に今後人口ピークを迎えると予測される多摩地域の自治体においても重要な課題であることから、これに係る取り組みを強化するため、新たに情報発信推進事業部を設置することとなった。

また市内経済の大部分を支える小規模事業者は、少子高齢化やグローバル化による海外との競争激化等、依然として厳しい経営環境下に置かれていることから、前協議会において「新産業創出推進事業部」を設置し、取り組みを進めてきたところであり、これについては今協議会でも継続して設置することとなった。

さらに前期協議会において設置した「観光推進事業部」「農商工業推進事業部」については、一部の事業については「情報発信推進事業部」の所管としながら、継続的に地域密着型の産業振興事業が実施できるよう統合を図り「イベント推進事業部」として設置することとなった。

「情報発信推進事業部」は、SNSを活用した情報発信事業としてfacebookページを立ち上げ、委員自らが市民目線を活かし自由に市内の様々な情報の発信に務めた。委員が「東久留米の魅力」と感じる「もの」や「こと」を積極的に発信するにあたっては、発信する情報を自身が良く知る必要があるため、あらためて掲載を検討しているポイント

を訪問し、その魅力を再確認する等、東久留米の地域資源の発掘、再認識に資する取り組みとなった。また商工業、農業、観光、イベント情報等ジャンルを特定せずに自由に情報を発信したことから取り上げた情報によっては複数回シェアされ、多くのリーチを獲得することができた。SNSの特性でもあるが特定の興味でつながる人々に閲覧されることとなり、これまで東久留米に馴染みがなかった人々にその魅力を伝えることができ、一定の効果をj得ることができた。また「情報発信推進事業部」では動画募集イベントも合わせて開催した。東久留米の魅力を発見し、市内外を問わず多くの人々と共有するための取り組みであり、自然、人、お店のサービス等、投稿者が「東久留米の魅力」と感じるものを募集することとした。優秀作品は市ホームページやイベント等で公開することとし、投稿者への賞品贈呈等は特に行わないこととしたにもかかわらず、様々なジャンルから35作品もの応募があった。この事業を通じて本来の目的である東久留米の魅力あふれる作品について公開し、情報周知を図るとともに、本協議会の運営するfacebookページについても周知を図ることができ、相乗効果をj得ることができた。いずれにしても本協議会が独自に市の魅力やイベント情報を発信できるツールを備えたことにより、地域産業振興に資する今後の展開も期待できるため評価されるべきものである。

「新産業創出推進事業部」は、前期協議会において八幡町に位置する機械振興協会技術研究所の敷地を活用した新産業の誘導について取り組む過程で、市内準工業地域への立地を希望する市内事業者が多数存在することを確認した。今期協議会においてはこれらの経緯を踏まえ、一定以上の面積を有する準工業地域を中心とした事業用地の確保に向けて検討を進めた。本協議会から地域産業振興懇談会に市内に立地を希望する事業者と準工業地域の土地活用を希望する所有者のマッチングを図る東久留米市立地希望者情報提供制度を提案し、市内金融機関等の賛同を得て、検討を重ねた結果、市民部産業政策課事業として実施するに至った。実施当初より複数件の立地希望者の情報が市内金融機関より寄せられたものの、準工業地域内の未活用地自体が少ないこともあり、本制度を活用した企業誘導には至っていない。しかしながら産業政策課事業として取り組みが進められるようになったこと、また地域産業振興懇談会関係者や民間事業者にこういった取り組みの重要性が認識され、情報の共有が図られるきっかけとなったことについては評価されるべきものである。

「イベント推進事業部」は前期協議会において2事業部で担ってきた事業を統合して引き継ぐこととなった。このため、前期協議会、農商工推進事業部で取り組んだ市特産品マップ「ひがしくるめ大好きっ!」のリニューアルや、ふるさと納税に係る贈呈品の検討等、東久留米市の特産品や地域資源を広く市内外に周知する広報事業に務めるとともに、市内産農産物の販売促進を図るためにプレート作成事業に取り組んだ。都の補助事業を活用し、地域資源PRキャラクターとして市民から広く認知を得ている「湧水の妖精るるめちゃん」をデザインとして採用、対象商品取扱店にて広く掲出が可能なプレートを作成した。また市内産農産物だけではなく市が東京都市長会の補助事業を活用し、平成27年度から3カ

年にわたり東久留米市商工会に委託して実施したブランド認定事業により「東久留米ブランド商品」として認定された商品の取扱店においても掲出を依頼することとした。さらにこのプレートについては市内の販売店は元より、広く市外の対象商品取扱店にも掲出を依頼するため、事業者及び生産者から対象となる店舗に関する情報収集を行い、市内における知名度向上を図ることを一義的な目的としながら、市外においても東久留米の特産品の知名度向上を図ることとした。これにより知名度向上による販売促進効果だけでなく、市民が市外でプレートを目にする機会を創出することで、シティプライドの醸成にも資する取り組みとなるよう実施することとした。市内産農産物に加え東久留米ブランド認定事業で得られた成果を継続的に発展させ、最大限の効果を発揮させるためのこれらの取り組みは、農業経営者や商工業経営者により構成される本協議会ならではの取り組みであり、評価されるべきものである。また前期協議会における観光推進事業部の流れを汲むことから、観光推進事業についても検討を進め、農業体験ウォーキングを実施した。実施にあたってはイオンモール東久留米との共催とし、企画、運営を主に本協議会が担い、広報、費用負担をイオンモール東久留米が担うこととした。さらに東久留米市農業委員会や東久留米市農業経営者クラブ、東久留米市認定農業者の会の後援を得て実施することで、収穫体験を行う圃場の確保や参加者への農産物のお土産の調達、ウォーキング中の東久留米のガイド役等を分担して担うことができた。これまでも開運七福神めぐり事業等において民間事業者や市民団体と連携して事業を展開してきたところではあるが、東久留米の都市農業を地域資源として新たなプレイヤーを加え観光型事業の実施に至ったことは評価されるべきものである。

（２）協議会を取り巻く時代の潮流

協議会を取り巻く時代の潮流として５年半に及ぶアベノミクスの推進により、日本経済は大きく改善しており、緩やかな景気回復が長期間にわたって継続している。設備投資も製造業、非製造業ともに増加しており、雇用関係においても有効求人倍率が４４年ぶりの高さとなり、失業率も２５年ぶりの水準まで低下している。人口減少下においても就業者数は５年で２５１万人増加しているが、企業の人手不足感は、バブル期以来の水準にまで強まっている。人口減少、少子高齢化といった側面からは、２０２４年には５０歳以上の人口が５割を超えることが予想されており、その後も、若年人口や生産年齢人口が急速に減少する一方、高齢者人口は２０４０年頃のピークに向け増加を続けると予想されている。このように少子高齢化が進む中、持続的な成長の実現に向けて一人一人の人材の質を高める「人づくり革命」、成長戦略の核となる「生産性革命」に政府は最優先で取り組むとともに、「働き方改革」を推進するとしている。本市においても平成２８年３月に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しており、人口減少と少子高齢化といった課題に直面する中で地域をいかに活性化するか取り組みが進められている。地方創生のためには「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込むことで、地域経済の好循環を拡大する

ことが重要である。そのためには「産官学金労言」等、官民一体となった事業実施が重要視されている。

また人口減少と少子高齢化によって、今後の内需の大幅な伸びが期待できなくなる中、観光の果たす役割の重要性が高まっている。平成29年の訪日外国人旅行者数は2,869万人となり5年連続で過去最高を更新しており、日本国内における消費額は4兆4,162億円でこちらも過去最高となっている。海外からのインバウンド需要は交通機関や宿泊業のほか飲食業を含めた幅広い産業に経済面の波及効果と雇用を生み出しており、地域の活性化にも資するため、積極的な取り組みが求められている。しかしながら東京都の観光産業振興実行プラン2017によれば外国人旅行者が訪問した場所については新宿、大久保、浅草、銀座、秋葉原、渋谷等23区内が圧倒的に多く、多摩地域としては吉祥寺、三鷹、八王子、高尾を訪問した外国人がわずかに存在するだけであった。このような状況を踏まえ、平成29年には多摩地域への国内外の旅行者誘致の促進とリピーターの増加を促進し、多摩地域の観光振興や観光ビジネスの創出による産業振興などにつなげることを目的に多摩観光推進協議会が設立されており、地域の特色を活かしつつ広域化を図りながら観光産業振興を図る取り組みが進められている。さらに多摩地域における観光産業振興に資する地域資源として豊かな自然とともに農業が取り上げられている。市内に多くの農地を有し農業が盛んに営まれている東久留米にとっては生産出荷型の農業に加え、収穫をはじめとする農業体験の機会を提供する観光型の農業を発掘、育成する機運が醸成されつつあり、今後の展開が重要視される。

民間事業者が毎年12月初旬に発表する「新語・流行語大賞」には、1年の間に発生したさまざまな「ことば」のなかで、軽妙に世相を衝いた表現とニュアンスを以て、広く大衆の目、口、耳をにぎわせた新語、流行語が選ばれるが、平成29年は「インスタ映え」という言葉が選ばれている。これは、写真共有SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）のInstagram（インスタグラム）に投稿した写真が多く「いいね!」を獲得できるように写真を撮影する際に「写真映え」を意識することであるが、文章よりも画像、ビジュアルに重きを置く風潮を表す言葉となっている。一般消費者である投稿者が自ら情報を発信することから広告費などもないため、投稿者が主人公として「そこ」あるいは「それ」と写真を撮りたいと思わせる「ビジュアル」にこだわる事業者が増えていく。流行としてはピークを過ぎたとも言われているが、SNSやYouTubeが若者の消費行動に大きな影響を与える要素となっていることに変わりはないため、地域産業の振興にあたってSNS等の積極的かつ効果的な活用による情報拡散が重要視されている。

（３）協議会の今後の展開について

国は「経済財政運営と改革の基本方針2018について」の日本経済の現状と課題、対応の方向性のなかで、地方創生、地域活性化の推進を対応の方向性における1項目とし、東京一極集中が依然として継続しているとの観点から、地方への新しい人の流れをつくる

としている。しかしながら実際には東久留米市をはじめとする東京都内の自治体も、少子高齢化、人口減少社会下での生き残りをかけ、住みたい、訪れたいと思われるまちづくりに向けて様々な取り組みを進めている。特に昭和40年代に都市として急速な発展を遂げた本市と類似する歴史を持つ自治体においては、急成長時代に流入した世代の高齢化と合わせ社会基盤や公共施設の経年化が進んでおり、これらの更新に要する費用負担等も大きな課題となっている。増大する財政需要に対応するためには地域の稼ぐ力を維持しさらに成長できるよう労働力の確保と就業先の確保といった両面から対応を図る必要がある。一つ目の視点である優れた労働力の確保に関連して、国は生産年齢人口の減少に対応するため、女性や高齢者なども働きやすく、すべての国民が能力を発揮することができる社会の構築を目指して、人づくり革命、働き方改革に取り組むとしている。実際に家事や育児で多忙な女性が働くためには、通勤等に要する時間を削減することが可能な「職住近接」が重要な要素となる。これは高齢者にとっても無理なくこれまでの経験を社会に還元し活躍できる要素として共通するものであり、さらにリカレント教育の充実を図るといった人づくり革命による取り組みを考慮すれば、現役世代にとっても学ぶ時間の確保が比較的容易となる要素として、職住近接というキーワードは重要性を増すと考えられる。本市はベッドタウンとして発展を遂げて来た歴史があり、豊かな自然環境と都心へのアクセスの利便性といったバランスも含め、すでに住の環境は一定程度整っていると考えられる。

もう一つの視点である優れた就業先の確保については、まさに今期協議会において取り組んできたことであり、地域産業振興懇談会においても、新産業創出のために諸関係機関が連携する必要性について議論をし、企業立地情報提供制度の運用がはじまったところである。今期協議会の任期中においてはマッチングにより市内事業者の流出防止もしくは新たな産業誘導といった成果は得られなかったが、関係機関がこれらの取り組みに係る必要性と課題について共通認識を図るに至った。これらの取り組みは時間を要することから、次期協議会においても継続して取り組むことが望まれる。

東久留米市市政施行50周年という大きな節目の年となる2020年には東京を主な舞台とする世界規模のイベントであるオリンピック・パラリンピックの開催に向けて準備が進められている。東京オリンピック・パラリンピックの開催により多くの観光客が東京を訪問することは確実であるが、競技会場等が都心部に集中していることもあり、限られた滞在期間中に多摩地域へ誘導することは容易ではないとも言われている。しかしながら東久留米市においては駅西口に約160室を有するホテルが開業しており、宿泊地としての利用が考えられることから、東久留米駅西口とホテルの往復だけでなく駅周辺を中心に散策を楽しんでもらうための取り組みが考えられる。そのためには駅周辺事業者との連携による商業振興、観光振興の両面からお勧めコースや商品の検討、それらの情報をいかに効率的に発信するかといった取り組みを行うことも考えられる。今期協議会においては農業体験ウォーキング事業で農業委員会をはじめとする農業生産者団体との連携を図りながら民間事業者との連携により事業を成功させており、また情報発信についても協議会独自の

SNSを運用し、動画コンテストも実施してきたところである。これらの取り組みをより深化させることで地域産業の振興に取り組むことが期待される。

さらに今期協議会において取り組みが検討されたものの実施には至らなかった提案についても将来的な地域産業振興の視点から非常に有用であると考えられるものが存在した。任期が2年間と短期間であることから、任期内に一定の成果が期待できる内容について事業化を図る傾向にならざるを得ず、継続的な取り組みが難しいといった側面もあるが、一定の時間をかけて状況把握、課題抽出、対策検討が必要となる取り組み、また、機運醸成のための地道な取り組み等の事業も地域産業の振興にあたって重要である。次期協議会では委員の議論を元に、バランスの取れた産業振興事業に取り組むことが期待される。

本協議会では東久留米市をふるさととして想い、東久留米の歴史や風土を理解し、東久留米の未来を想う人材により構成され、約15年間に亘り、地域の魅力の磨き上げに取り組んできたところである。東久留米の地域資源として広く認知されるに至る事業を数多く生み出してきた要因は市民目線で普段から大切に想う魅力の磨き上げに取り組んだこと、また地域に根差した市民の協力を得ながら、それらの人的ネットワークの結節点としての役割を本協議会が担ってきたことにあると考えられる。今後も「にぎわいと活力のあるまち」として東久留米を発展させるため、東久留米を思う人々の絆を結びながら、様々な分野について積極的な検討をされるよう次期協議会に期待したい。

参 考 資 料

資料1 地域産業推進協議会設置要綱

平成22年7月12日東久留米市訓令乙112号

東久留米市地域産業推進協議会設置要綱

(設置)

第1 東久留米市（以下「市」という。）における産業振興事業の推進にあたり、各関係機関、諸団体等が相互のつながりを強化し、協働事業として実施するため、東久留米市地域産業推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(定義)

第2 この要綱において「産業振興事業」とは、農業及び商工業のほか、市の資源を生かした観光、教育、文化及びスポーツ事業等を包括し、かつ、産業振興事業の実施により市内の農業者及び商工業者の事業が活性化することをいう。

2 この要綱において「東久留米市地域産業振興懇談会（以下、「懇談会」という。）」とは、市、商工会及び金融機関等が中心となり設立した企業支援活動に取り組む機関による懇談会のことをいう。

(所掌事項)

第3 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市の産業振興事業の構想、企画及び推進に関すること。
- (2) 懇談会で決定又は提案された情報及び支援施策に基づいた構想、企画及び推進に関すること。
- (3) 前各号のほか、市の産業振興に必要な事項

(組織)

第4 協議会は、委員12人以内をもって組織する。

- 2 協議会の委員は、農業関係者、商工業関係者、鉄道運輸関係者及び有識者とし、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 委員に欠員が生じたときは、市長は委員を補充することができる。ただし、任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5 協議会に会長及び副会長を置き、委員のうちから互選する。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第6 協議会は、会長が招集し、委員の過半数の出席により成立する。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数により決する。ただし、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 会議は、原則公開するものとする。ただし、協議会に諮り、公開しないことができる。

4 協議会が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席をさせて意見を聴くことができる。

(企画推進事業部)

第7 会長は、協議会又は懇談会で企画した事業を具体的に推進するため、企画推進事業部（以下「事業部」という。）を置くことができる。

2 事業部は、既存産業の発展及び新産業の創出を常に考慮し、事業の推進に努めるものとする。

3 事業部が必要と認めるときは、委員以外のものを出席させて意見を聴くことができる。

4 事業部は、協議会に事業部の決定事項等について報告する。

(事業部の組織)

第8 事業部の委員は、協議会の委員で構成する。

(事業部長及び副事業部長)

第9 事業部に事業部長及び副事業部長を置き、委員のうちから互選する。

2 事業部長は、会務を総理する。

3 副事業部長は、事業部長を補佐し、事業部長に事故あるときはその職務を代理する。

(庶務)

第10 協議会の庶務は、市民部産業政策課において行う。

(委任)

第11 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この訓令は、平成22年7月12日から施行する。

付 則

この訓令は、平成24年8月8日から施行する。

付 則

この訓令は、平成26年9月29日から施行する。

付 則

この訓令は、平成28年11月30日から施行する。

資料2 地域産業推進協議会委員名簿

氏名	区分	役職	期間	イベント 推進 事業部	新産業 創出推進 事業部	情報発信 推進 事業部
シノミヤ 篠宮 ヨシノリ 宣典	商工業関係	会長	平成28年11月30日～ 平成30年11月29日			
オオヤマ 大山 ヒロツグ 裕嗣	商工業関係	副会長兼 情報発信 推進事業 部長	平成28年11月30日～ 平成30年11月29日			○
イワサキ 岩崎 テツジ 哲二	商工業関係		平成28年11月30日～ 平成30年11月29日		○	
オオヤマ 大山 ケンイチ 賢一	農業関係	イベント 推進事業 部長	平成28年11月30日～ 平成30年11月29日	○		
コジマ 小嶋 アツオ 敦夫	有識者		平成29年4月1日～ 平成30年11月29日			○
サイトウ 齋藤 マサト 正人	商工業関係	新産業創 出推進事 業部長	平成28年11月30日～ 平成30年11月29日		○	
シノミヤ 篠宮 タケヒロ 武博	農業関係		平成28年11月30日～ 平成30年11月29日			○
シノミヤ 篠宮 トシノリ 利則	商工業関係		平成28年11月30日～ 平成30年11月29日	○		
ハセヤマ 長谷山 ダイスケ 大輔	商工業関係		平成28年11月30日～ 平成30年11月29日			○
マエガミ 前神 ユリ 有里	有識者		平成28年11月30日～ 平成29年3月31日			○
ミズコシ 水越 ヤスヒロ 泰弘	有識者		平成28年11月30日～ 平成30年11月29日	○	○	
ヨコヤマ 横山 カズコ 和子	農業関係		平成28年11月30日～ 平成30年11月29日	○		
ワカバヤシ 若林 ヒロコ 弘子	商工業関係		平成28年11月30日～ 平成30年11月29日	○		

資料3 会議開催経過

＜地域産業推進協議会＞

開催日	会議種別	主な内容
平成 28 年 11 月 30 日	第 1 回	(1) 委嘱書の交付 (2) 今までの取り組み経過と今後の進め方について
平成 29 年 1 月 18 日	第 2 回	(1) 協議事項 ① 事務局より事業報告・問い合わせ報告 ② 各委員より事業提案 ③ 今後の取り組みについて
平成 29 年 2 月 28 日	第 3 回	(1) 協議事項 ① 前期（第 4 期）協議会取り組み事業について ② 前回（第 2 回）協議会での各委員の意見について ③ 企画推進事業部会の設置について ④ 各事業部委員構成について ⑤ 協議会・事業部の今後の運営について
平成 29 年 7 月 11 日	第 4 回	(1) 協議事項 ① 各事業部の取り組みについて（報告・質疑応答） ② ダイヤモンド富士 ③ 観光マップの増刷 ④ 農ウォーク東久留米について ⑤ 東久留米市市民みんなのまつり（商工祭・農業祭）への協力 ⑥ 東久留米の絆づくり実行委員会への協力 ⑦ 七福神めぐり実行委員会への協力
平成 29 年 10 月 23 日	第 5 回	(1) 協議事項 各事業部の取り組みについて（報告・質疑応答）
平成 30 年 1 月 17 日	第 6 回	(1) 協議事項 ① 各事業部の取り組みについて（報告・質疑応答） ② 報告書の作成について
平成 30 年 6 月 4 日	第 7 回	(1) 協議事項 ① 各事業部の取り組みについて（報告・質疑応答） ② 報告書の作成について
平成 30 年 8 月 20 日	第 8 回	(1) 協議事項 ① 各事業部の取り組みについて（報告・質疑応答） ② 報告書の作成について
平成 30 年 11 月 22 日	第 9 回	(1) 協議事項 ① 報告書について ② 第 5 期協議会の総括（各委員より感想・意見） ③ 協議会報告書の市への提出について

＜事業部＞

① イベント推進事業部

開催日	会議種別	主な内容
平成 29 年 2 月 28 日	第 1 回	(1) 事業部長および副事業部長の選任 (2) 事業部（前農商工業推進事業部）の目的 (3) 事業予算の仕組み (4) 前協議会からの継続事業と改訂事業 (5) 事業の進捗方法
平成 29 年 4 月 10 日	第 2 回	(1) 提案のあった事業の取りまとめと進捗報告 (2) 平成 30 年度に取り組む事業について (3) 地場産野菜の料理教室（仮称）の開催について
平成 29 年 5 月 30 日	第 3 回	(1) 委員提案事業の進捗報告 (2) 提案事業の推進の具体案または新規事業の提案 (3) 平成 29 年度実施事業の提案
平成 29 年 7 月 11 日	第 4 回	(1) シェアリングエコノミーについて (2) 報告資料の確認について (3) 平成 30 年度に取り組む事業について (4) 地場産野菜の料理教室について
平成 29 年 9 月 6 日	第 5 回	(1) 平成29年度事業について ①地場産野菜の料理教室（平成 29 年 7 月 12 日・28 日） ②農ウォーク（平成 29 年 11 月 25 日） (2) 平成 30 年度に取り組む事業について ①東久留米ブランド認定品及び特産品を PR する宣伝プレート作成 ②地場産野菜を活用するカレーイベント ③特産品マップ東久留米大好きっ！改訂
平成 29 年 10 月 23 日	第 6 回	(1) 平成29年度実施事業 (2) 平成 30 年度に取り組む事業
平成 30 年 2 月 16 日	第 7 回	(1) 平成30年度に取り組む事業について
平成 30 年 5 月 17 日	第 8 回	(1) 平成 30 年度に取り組む事業について ①東久留米ブランド認定品及び特産品を PR する宣伝プレート作成 ②地場産野菜使用のカレー料理で東久留米名物のはじまりを演出するイベント ③農業体験ウォーキング
平成 30 年 6 月 4 日	第 9 回	(1) 特産品を PR するプレートについて (2) 地場産野菜使用のカレー料理で東久留米名物のはじまりを演出するイベントについて (3) 農業体験ウォーキングについて
平成 30 年 8 月 16 日	第 10 回	(1) 親子農業体験ウォーキングの報告 (2) 「東久留米の名物のはじまりイベント」について (3) PR プレートの進捗状況報告 (4) 特産品マップ「東久留米大好きっ！」の改訂について (5) 今期報告書（案）について

平成 30 年 10 月 23 日	第 1 1 回	(1) PR プレートの進捗状況報告 (2) 特産品マップ「東久留米大好き！」の改訂について (3) ふるさと納税 寄付者への贈呈品の追加について (4) 今期報告書（案）について
-------------------	---------	---

②情報推進推進事業部

開催日	会議種別	主な内容
平成 29 年 2 月 28 日	第 1 回	(1) 事業部長及び副事業部長の選任 （東久留米市地域産業推進協議会設置要綱 第 9） (2) 次回に向けた提案 (3) その他
平成 29 年 3 月 29 日	第 2 回	(1) 事業部決定事項の確認 (2) 連絡事項
平成 29 年 4 月 24 日	第 3 回	(1) 新委員の委嘱 (2) Facebook ページについて
平成 29 年 5 月 24 日	第 4 回	(1) Facebook ページについて (2) わんぱく相撲における情報発信について
平成 29 年 7 月 11 日	第 5 回	(1) Facebook ページについて (2) イベント推進事業部からの情報提供について
平成 29 年 8 月 21 日	第 6 回	(1) Facebook ページについて (2) 平成 30 年度予算提案について
平成 29 年 9 月 12 日	第 7 回	(1) Facebook ページ（投稿内容）について (2) 平成 30 年度に取り組む事業の検討について
平成 29 年 10 月 23 日	第 8 回	(1) Facebook ページ（運営状況、周知ツール）について (2) 地場産野菜の料理教室（You Tube 動画発信）について (3) 動画募集のご提案について
平成 29 年 11 月 13 日	第 9 回	(1) Facebook ページ（投稿内容、機能面）について (2) 動画募集について
平成 30 年 2 月 6 日	第 1 0 回	(1) Facebook ページ（フォロワー、リーチ数の増加）について (2) 動画募集について (3) 地域活性化センターのインターン生取材について
平成 30 年 3 月 15 日	第 1 1 回	(1) はし☆チョコショートムービーコンテストについて (2) Facebook ページ（QR コード入り名刺作成）について (3) PR 大使就任依頼の提案について
平成 30 年 4 月 19 日	第 1 2 回	(1) はし☆チョコショートムービーコンテスト（周知活動、審査方法）について (2) Facebook ページについて (3) PR 大使就任依頼の提案について
平成 30 年 6 月 4 日	第 1 3 回	(1) Facebook ページについて (2) PR 大使就任依頼について
平成 30 年 7 月 9 日	第 1 4 回	(1) はし☆チョコショートムービーコンテスト（周知活動、審査方法）について

		(2) Facebook ページについて (3) PR 大使就任依頼について
平成 30 年 8 月 6 日	第 15 回	(1) はし☆チョコショートムービーコンテスト(応募作品の審査)について (2) 報告書(案)について
平成 30 年 8 月 20 日	第 16 回	(1) はし☆チョコショートムービーコンテスト(優秀作品の発表)について (2) Facebook ページについて (3) PR 大使就任依頼について
平成 30 年 9 月 25 日	第 17 回	(1) はし☆チョコショートムービーコンテスト(観光看板 QR コードの作成)について (2) Facebook ページについて (3) PR 大使就任依頼について (4) 報告書(案)について

④ 新産業創出推進事業部

開催日	会議種別	主な内容
平成 29 年 1 月 18 日	第 1 回	(1) 事業部長および副事業部長の選任 (2) 事業部長および副事業部長のあいさつ
平成 29 年 2 月 6 日	第 2 回	(1) 新たな産業誘導について
平成 29 年 2 月 28 日	第 3 回	(1) 今後の展開について
平成 29 年 4 月 20 日	第 4 回	(1) 報告事項 ①上の原の土地利用の進捗状況について ②平成 28 年度の人づくり事業の結果について ③空き店舗対策について (2) 協議事項 ①準工業地域の現状について
平成 29 年 6 月 6 日	第 5 回	(1) 報告事項 ①準工業地域における取り組みについて ②国立市における企業誘致の例について (2) 協議事項 ①東久留米市における企業誘致の取り組みについて
平成 29 年 10 月 4 日	第 6 回	(1) 報告事項 ①準工業地域における取り組みについて ・東久留米市立地希望者情報の提供事業実施要綱の制定について ・地域産業振興懇談会について (2) 協議事項 ①企業誘致の取り組みについて
平成 29 年 11 月 27 日	第 7 回	(1) 報告事項 ①東久留米市立地希望者情報の提供事業について ②東久留米市職場定着向上等支援事業(中間報告会)について ③「モノ・サービスうでだめし」事業について (2) 協議事項 ①企業誘致の取り組みについて

平成 30 年 4 月 20 日	第 8 回	(1) 報告事項 ①企業誘致の取り組みについて 東久留米市立地希望者情報の提供事業 ②空き店舗に対する取り組みについて (2) 協議事項 ①新産業創出推進事業部における新しい取り組みについて
平成 30 年 7 月 23 日	第 9 回	(1) 報告事項 ①先端設備導入促進基本計画及びものづくり補助金の採択状況について ②平成 30 年度 地域産業懇談会について ③創業支援施設にかかる視察について (2) 協議事項 ①シェアキッチンにかかる取り組みについて
平成 30 年 11 月 2 日	第 10 回	(1) 報告事項 ①準工業地域の土地の利活用にかかる取り組みについて ②シェアキッチンにかかる取り組みについて (2) 協議事項 ①第 5 期地域産業推進協議会、新産業創出推進事業部会にかかる報告書（案）について

東久留米市地域産業推進協議会

報 告 書

(平成28年11月～平成30年11月)

発行日／平成30年11月

発行／東久留米市市民部産業政策課

住所／〒203-8555

東久留米市本町三丁目3番1号

電話／042-470-7777 (代表)

URL／<http://www.city.higashikurume.lg.jp/>

E-mail／sangyoseisaku@city.higashikurume.lg.jp